

地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 2 年 1 月

※本資料は第 50 回審査会（令和元年 9 月）以降現時点までに文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目をまとめたものである。

1. 避難者等への賠償

- 原子力損害賠償紛争審査会において現地調査や関係市町村等から広く意見聴取を行うなどにより、被災地の現状をしっかりと把握した上で、被害者の一刻も早い救済のため、中間指針等の見直しを行うこと。
- 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解事例について、多くの被害者に共通する損害については、類型化による「指針」への反映によって確実かつ迅速に賠償がなされるべきものであることから、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示すこと。

2. 営業損害及び風評被害に係る賠償

- 避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、営農・林業再開に支障が出ないように、農林業者や関係団体の意向を十分に踏まえた上で、賠償基準を早急に確定させるとともに、農林業者等へ丁寧な周知・説明を行い、被害の実態に見合った賠償を確実に行わせること。また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応させること。
- 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについて、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行わせること。

3. 地方公共団体に係る賠償

- 地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、その実施体制に要する費用を含め、政府

指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続を簡素化するとともに、確実かつ迅速に賠償を行わせること。

4. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

○原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解案について、原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、確実かつ迅速に賠償を行わせること。また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず、直接請求によって一律に対応させること。

5. 損害賠償請求権の消滅時効

○全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、将来にわたり消滅時効を援用しないことを「新々・総合特別事業計画」に追記するなどの方法により具体的かつ明確に示すよう指導するとともに、国においても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知や、更なる法制度の見直しも含め必要な対応を行うこと。